

## 事業実施計画書

指定課題番号	地方公共団体名又は法人名
10	公益社団法人 日本精神科病院協会

① 事業名	精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査
② 国庫補助所要額	4,290 千円
③ 事業実施予定期間	内示日 から 平成 27 年 3 月 31 日
④ 事業計画	<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院は、「精神保健指定医 1 名の判定」と「家族等のうちのいずれかの者の同意」を要件とすることとなった。また、改正法では、①退院後生活環境相談員を設置する義務、②地域援助事業者を紹介する努力義務、③その他の退院促進のための体制整備を講じる義務(医療保護入院者退院支援委員会の開催)を課すなど、精神科病院の管理者に新たに医療保護入院者の退院促進のための措置を講じる義務が加わった。</p> <p>本研究では、法改正施行後の全国の精神科病院の医療保護入院に係わる実態を把握し、全国の精神科病院等で活用可能な業務に関するガイドラインを作成すること、及び、改正法附則第 8 条において入院の手続きの在り方等について見直し規定が設けられたことから、今後の見直しに向けた政策提言を行うことを目的とする。</p> <p><b>2 事業内容及び手法</b></p> <p><b>(1) 医療保護入院の入院手続関係</b></p> <p>①医療保護入院手続の課題に関する全国調査 公益法人社団日本精神科病院協会（以下、日精協）の全ての会員病院（1,205 病院）及び精神科病床を有する国立・自治体立等病院（250 病院）を対象に、医療保護入院時の家族間の意見の不一致・市町村同意の実態等の改正法施行後の入院手続に係る課題についての全国調査を行う。</p> <p>②医療保護入院手続の業務に関するガイドラインの作成 全国調査で把握した課題の解決方法を法律家を含む有識者等で分析・考察し、課題の解決方法に係るガイドラインを作成する。</p> <p><b>(2) 医療保護入院者に対する退院促進措置関係</b></p> <p>①医療保護入院者の退院促進措置の実態に関する全国調査 日精協の全ての会員病院を対象に、退院後生活環境相談員の設置状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会の開催状況等の実態調査を行う。</p> <p>②業務に関するガイドラインの作成 実態調査を踏まえ、医療保護入院者退院支援委員会開催のガイドラインを作成する。</p> <p><b>(3) 今後の見直しに向けた考察</b> 医療保護入院の入院手続関係、退院促進措置関係の全国調査から得られた問題点等を検討し、改正精神保健福祉法の見直しに向けての考察を行う。</p> <p><b>3 狙いとする事業の成果</b> 全国調査により、改正精神保健福祉法の医療保護入院の手続と家族等の同意、ならびに医療保護入院者の退院促進のための病院内での取組の実態が明らかになる。また、ガイドラインの作成により、病院業務の効率化に繋がる。</p> <p><b>4 成果の公表計画</b></p> <p>①全国調査の結果とそれによる考察について、とりまとめた報告書を作成する。</p> <p>②精神科病院の現場で活用可能なガイドラインを作成する。</p> <p>③日精協のホームページに成果物を公表し、全国へ発信する。</p>